

塩竈市防災會議

日時： 平成26年1月10日(金)
午後1時30分

場所： ふれあいエスプ塩竈

2階 エスプホール

次 第

1. 開会

2. 市長(会長)あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

4. 議 事

1. 塩竈市地域防災計画(素案)に対するご意見等について
2. 風水害等災害対策編(案)について
3. 原子力災害対策編(案)について

5. 閉 会

第5回塩竈市防災会議資料

【目 次】

1. 塩竈市地域防災計画(素案)に対する
ご意見等について(地震・津波災害対策編) 1~10
2. 風水害等災害対策編(案)について 11~22
3. 原子力災害対策編(案)について 23~28

1、塩竈市地域防災計画(素案)に対するご意見等について

番号	機関名	ご意見の趣旨	素案	修正素案等	素案ページ	行数
1	東日本電信電話株	・上位計画である宮城県地域防災計画との整合を図るため追加修正をお願いしたい。	<p>第1章 総則 第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 業務の大綱 6 指定公共機関 (2) 東日本電信電話株式会社宮城支店 ① 電気通信事業用通信施設の安全確保 ② 災害非常通信の調査及び気象警報等の伝達 ③ 通信ふくそうの緩和及び重要な通信の確保</p>	<p>第1章 総則 第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 業務の大綱 6 指定公共機関 (2) 東日本電信電話株式会社宮城支店 ① 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 ② 電気通信システムの信頼性向上 ③ 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧 ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携</p>	10	31～33
2	"	・[情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実]の中に、「指定避難所のWi-Fiルーター及び災害特設電話事前設置」と記載されているが、塩竈市地域防災計画(素案)には、「特設公衆電話事前設置」に係る内容が盛り込まれていないことから、追加願いたい。	<p>第2章 災害予防対策 第8節 ライフライン施設等の予防対策 第3 地域住民等に対する通信手段の整備 2 情報伝達手段の確保 市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、県が計画する公共情報コモンズを介し、NHK、民報放送、CATV、コミュニティFM等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、データ放送等のほか、各種ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。</p>	<p>第2章 災害予防対策 第8節 ライフライン施設等の予防対策 第3 地域住民等に対する通信手段の整備 2 情報伝達手段の確保 市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、県が計画する公共情報コモンズを介し、NHK、民報放送、CATV、コミュニティFM等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、データ放送、Wi-Fiルーター等のほか、各種ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。</p>	51	29
3	"	・上位計画である宮城県地域防災計画との整合を図るため災害対策機器の名称の修正を願いたい。	<p>第2章 災害予防対策 第8節 ライフライン施設等の予防対策 第5 電信・電話施設(東日本電信電話株宮城支店) 1 設備の災害予防 (3) 災害対策用機器の配置 可搬型無線機、ポータブル衛星通信装置及び移動電源車等災害用対策機器の整備・充実を図る。</p> <p>4 電源確保とふくそう対策 通信事業の管理者は、電源の確保等や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。</p>	<p>第2章 災害予防対策 第8節 ライフライン施設等の予防対策 第5 電信・電話施設(東日本電信電話株宮城支店) 1 設備の災害予防 (3) 災害対策用機器の配置 可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害用対策機器の整備・充実を図る。</p> <p>4 停電とふくそう対策 非常電源の確保や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。</p> <p>5 特設公衆電話の事前設置 災害発生時における被災者等の通信を確保するため、市と協力し、指定避難所等へ、事前に特設公衆電話の整備を図る。</p>	20	27～29

番号	機関名	ご意見の趣旨	素案	修正素案等	素案ページ	行数
4	東日本電信電話㈱	・「災害伝言ダイヤル」を適切な語句として「災害用伝言ダイヤル」へ変更されたい。	第2章 災害予防対策 第16節 情報通信網の整備 第8 災害伝言ダイヤル等の活用 市は、大規模な地震災害時においては、被災地への通信が躊躇した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる『災害伝言ダイヤル171』や携帯電話各社が提供している『災害用伝言板』について市民へ周知する。	第2章 災害予防対策 第16節 情報通信網の整備 第8 災害用伝言ダイヤル等の活用 市は、大規模な地震災害時においては、被災地への通信がふくそうした場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる『災害用伝言ダイヤル171』や携帯電話各社が提供している『災害用伝言板』について市民へ周知する。	78	20～22
5	"	・「通信事業者」を「電気通信事業者」に、「電話番号」を「災害時優先電話」へ適切な語句として変更されたい。 ・「災害時有線電話とは」について、他自治体との防災計画の整合性をはかるため修正願いたい。	第3章 災害応急対策 第2節 情報の収集・伝達 第4 通信・放送手段の確保 1 災害時の通信連絡 (1) 通信連絡手段 ① 非常・緊急通話活用電話 市及び防災関係機関は、あらかじめ通信事業者から承認を受けた電話番号により、非常・緊急通話を利用する。 ※災害時優先電話とは 災害時優先電話は、災害が発生した場合に、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できる電話であり、災害発生時は、外部発信専用として利用するものである。重要な通話を確保するため、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通信について優先的に取り扱われる電話。	第3章 災害応急対策 第2節 情報の収集・伝達 第4 通信・放送手段の確保 1 災害時の通信連絡 (1) 通信連絡手段 ① 非常・緊急通話活用電話 市及び防災関係機関は、あらかじめ電気通信事業者から承認を受けた災害時優先電話により、非常・緊急通話を利用する。 ※災害時優先電話とは 災害等が発生した場合、被災地等へ通話が集中するとかから重要な通話を確保するため、通話を規制する場合がありますが、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については優先的に取り扱われる	148	10～19
6	"	・「一般加入電話」を「携帯電話」として適切な語句に変更されたい。	(2) 災害時の通信連絡手段の確保 ③ 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。 ④ 携帯電話(スマートフォン)…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶や躊躇もある。	(2) 災害時の通信連絡手段の確保 ③ 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。 ④ 携帯電話(スマートフォン)…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。	148	38～42
7	"	・「災害用衛星電話」を「衛星電話」として適切な語句に変更されたい。	⑦ 孤立防止用衛星電話…東日本電信電話㈱宮城支店から市町村役場等に配備されている災害用衛星電話	⑦ 孤立防止用衛星電話…東日本電信電話㈱宮城支店から市町村役場等に配備されている衛星電話	149	1～2

番号	機関名	ご意見の趣旨	素案	修正素案等	素案ページ	行数
8	東日本電信電話㈱	・「通話料」を「通信料」として適切な語句に変更されたい。	第3章 災害応急対策 第6節 自衛隊の災害派遣 第6 経費の負担 1 派遣部隊の連絡幹部等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び <u>通話料</u>	第3章 災害応急対策 第6節 自衛隊の災害派遣 第6 経費の負担 1 派遣部隊の連絡幹部等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び <u>通信料</u>	164	11
9	"	・上位計画である宮城県地域防災計画との整合を図るため修正をお願いしたい。	第3章 災害応急対策 第25節 ライフライン施設等の応急復旧 第5 電信・電話施設 1 電信・電話施設管理者は、通信・電話施設が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。	第3章 災害応急対策 第25節 ライフライン施設等の応急復旧 第5 電信・電話施設 1 <u>通信設備</u> が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。	243	28
10	"	・上位計画である宮城県地域防災計画との整合を図るため修正を願いしたい。	第2章 災害予防対策 第15節 津波監視体制、伝達体制の整備 第3 津波警報・注意報、避難指示等の伝達体制の整備 5 東日本電信電話株式会社の対応 (1) <u>津波警報伝達体制の迅速化、確実化</u> (2) <u>津波警報伝達等点検の実施</u> 津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関との津波警報伝達点検を実施し、伝達漏れの防止等を図る。	第2章 災害予防対策 第15節 津波監視体制、伝達体制の整備 第3 津波警報・注意報、避難指示等の伝達体制の整備 5 東日本電信電話株式会社の対応 (1) <u>津波情報伝達の迅速化、確実化</u> (2) <u>津波警報等伝達試験の実施</u> 津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、定期的にデータの送受信試験を実施し、伝達漏れ等の防止を図る。	347	10～16

番号	機関名	ご意見の趣旨	素案	修正素案等	素案ページ	行数
11	(社福)あしたば福祉会	・第二小学校(誤)を第一小学校(正)へ修正願いたい。	第2章 災害予防対策 第23節 避難対策 第3 避難路の確保 1避難ルートの設置 「津波避難ルート一覧」表中 番号5 第二小学校	第2章 災害予防対策 第23節 避難対策 第3 避難路の確保 1避難ルートの設置 「津波避難ルート一覧」表中 番号5 第一小学校	107	津波避難ルート一覧の番号5
12	宮城海上保安部	宮城県地域防災計画との整合性を図るため(4.2宮城海上保安部(3)に「指導、啓蒙及び」を「指導、啓発及び」に修正願いたい。	第1章 総則 第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 業務の大綱 4 指定地方行政機関 4. 2宮城海上保安部 (3)海上災害に関する防災活動、指導、啓蒙及び訓練	第1章 総則 第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 業務の大綱 4 指定地方行政機関 4. 2宮城海上保安部 (3)海上災害に関する防災活動、指導、啓発及び訓練	10	11
13	"	「特に宮城海上保安部は、」を「宮城海上保安部は、」に修正願いたい。	第10節 防災知識の普及 第1 防災知識の復旧 3 海岸等利用者及び沿岸部住民並びに船舶への防災知識の普及 (2)海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚をはかる。 ③特に宮城海上保安部は、船舶への立ち入り検査や訪船指導に併せて防災関係資料の配布などを行う。	第10節 防災知識の普及 第1 防災知識の復旧 3 海岸等利用者及び沿岸部住民並びに船舶への防災知識の普及 (2)海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚をはかる。 ③特に宮城海上保安部は、船舶への立ち入り検査や訪船指導に併せて防災関係資料の配布などを行う。	57	下から5
14	"	・「特に危険物積載船が」を「危険物積載船が」と修正願いたい。	第21節 火災予防対策 第5 海上における火災の防止 1 地震による火災の防止(宮城海上保安部) (1)危険物積載船 特に危険物積載船が岸壁係留中又は荷役中における地震による船体の破損、荷役装置、配管等の損害による危険物の流出及び火災発生は、	第21節 火災予防対策 第5 海上における火災の防止 1. 地震による火災の防止(宮城海上保安部) (1)危険物積載船 特に危険物積載船が岸壁係留中又は荷役中における地震による船体の破損、荷役装置、配管等の損害による危険物の流出及び火災発生は、	97	下から12

番号	機関名	ご意見の趣旨	素案	修正素案等	素案ページ	行数
15	宮城海上保安部	・「特殊救難隊又は起動防除隊」については、宮城海上保安部に属していないことから、削除願いたい。	第3章 災害応急対策 第7節 救助・救急活動 第4 宮城海上保安部の活動 1 (1)船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機又は機動救難士・特殊救難隊等により、その救助を行うほか、必要に応じて特殊救難隊を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその救助を行う。	第3章 災害応急対策 第7節 救助・救急活動 第4 宮城海上保安部の活動 1 (1)船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機 又は機動救難士・特殊救難隊 等により、その救助を行うほか、 必要に応じて特殊救難隊を出動させるほか 、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその救助を行う。	166	6
16	"	・「特殊救難隊又は起動防除隊」については、宮城海上保安部に属していないことから、削除願いたい。	(2)船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇・特殊救難隊又は機動防除隊による消火活動、航空機による状況調査を実施し、必要に応じて関係機関等救助機関に協力を要請する。	(2)船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇・ 特殊救難隊又は機動防除隊 による消火活動、航空機による状況調査を実施し、必要に応じて関係機関等救助機関に協力を要請する。	166	9
17	"	・「機動救難士又は特殊救難隊」について、宮城海上保安部に属していないことから、「機動救難士又は特殊救難隊」を「潜水士等」に修正願いたい。	(5)東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、ヘリコプター、巡視艇又は搭載艇等の集中運用を行う。この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、 機動救難士又は特殊救難隊 等をヘリコプターに搭乗させる。	(5)東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、ヘリコプター、巡視艇又は搭載艇等の集中運用を行う。この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、 潜水士 等をヘリコプターに搭乗させる。	166	19
18	"	・「海上保安本部又は」を「海上保安部又は」に修正願いたい。	第9節 消火活動 第3 消防機関等の活動 4 宮城海上保安部の活動 地震による火災が発生した場合、速やかに次の活動を行う。 (1)海上保安本部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちに、その旨を通報する。	第9節 消火活動 第3 消防機関等の活動 4 宮城海上保安部の活動 地震による火災が発生した場合、速やかに次の活動を行う。 (1)海上保安本部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちに、その旨を通報する。	174	23
19	"	・「海上保安本部及び」を「海上保安部及び」に修正願いたい。	第10節 交通・輸送活動 第4 海上交通の確保 市は、宮城海上保安本部及び港湾・漁港管理者等と連携し、海上交通の安全確保のための応急措置について積極的に協力する。	第10節 交通・輸送活動 第4 海上交通の確保 市は、宮城海上保安 本部 及び港湾・漁港管理者等と連携し、海上交通の安全確保のための応急措置について積極的に協力する。	180	下から 18
20	"	・「海上保安本部の設置」を「海上保安部の設置」に修正願いたい。	第2編 津波災害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 避難活動 第1津波の警戒 9 宮城海上保安本部の措置	第2編 津波災害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 避難活動 第1津波の警戒 9 宮城海上保安 本部 の措置	408	1

番号	機関名	ご意見の趣旨	素案	修正素案等	素案ページ	行数
21	(社)宮城県 塩釜医師会	・被災地以外の場所(被災の軽度地域)にロジック(兵站基地)を確保する事が必要なことから、地域防災計画へ追記願いたい。	第1編 地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第19節 相互応援体制の整備 第2 市町村間の応援協定 5 後方支援体制の構築 市は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。	第1編 地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第19節 相互応援体制の整備 第2 市町村間の応援協定 5 後方支援体制の構築 市は、必要に応じ、被災時に周辺市町村等の軽度被災地域へのロジスティックの確保等、後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。	86～87	1(P86) ～13 (P87)
22	宮城県仙台 土木事務所	・「砂防総合情報システムMIDSKI」を「宮城県砂防総合情報システム(MIDSKI)」へ修正願いたい。	第1編 地震災害対策編 第2章 災害予防対策第 第1 土砂災害防止対策の推進 1 現況 本市には、急傾斜地崩壊危険箇所83箇所、土石流危険渓流4箇所、山腹崩壊危険地区1箇所があり、このほかにも崩壊するおそれのある崖等が多く存在する。(宮城県知事指定の土砂災害危険箇所については、砂防総合情報システムMIDSKIを活用。)	第1編 地震災害対策編 第2章 災害予防対策第 第1 土砂災害防止対策の推進 1 現況 本市には、急傾斜地崩壊危険箇所83箇所、土石流危険渓流4箇所、山腹崩壊危険地区1箇所があり、このほかにも崩壊するおそれのある崖等が多く存在する。(宮城県知事指定の土砂災害危険箇所については、「宮城県砂防総合情報システム(MIDSKI)」を活用。)	32	13
23	"	「危険区域」との記載しているが、一般的の用語としての危険区域のことなのか。それとも急傾斜地崩壊危険区域のことなのか。明記願いたい。	3 土砂災害危険箇所の公表 (1)地震発生時には、速やかに土砂災害危険箇所から避難するよう平時より市民に対し広報等により周知しておくとともに、危険区域の住民及び土地所有者に対し防災措置についての助言指導を行い、また、必要に応じて防災措置に関する融資制度等により是正の促進を図る。	3 土砂災害危険箇所の公表 (1)地震発生時には、速やかに土砂災害危険箇所から避難するよう平時より市民に対し広報等により周知しておくとともに、急傾斜地崩壊危険区域の住民及び土地所有者に対し防災措置についての助言指導を行い、また、必要に応じて防災措置に関する融資制度等により是正の促進を図る。	32	32
24	"	「2 緊急輸送道路の整備」としているが、記載内容が整備に関するものではないと考えるが、いかがかなものか。	第22節 緊急輸送体制の整備 第2 緊急輸送道路の確保 2 緊急輸送道路の整備	第22節 緊急輸送体制の整備 第2 緊急輸送道路の確保 2 緊急輸送道路の確保体制の整備	101	26～29

番号	機関名	ご意見の趣旨	素案	修正素案等	素案ページ	行数
25	宮城県仙台土木事務所	・「津波警報「大津波」との記載があるが(特別警報)を併記されてはどうか。	第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 第3 災害対策本部等 2 災害対策本部 「各配備体制の基準内容」表中 2号配備 2 宮城県に津波警報「大津波」が気象庁から発表されたとき	第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 第3 災害対策本部等 2 災害対策本部 「各配備体制の基準内容」表中 2号配備 2 宮城県に津波警報「大津波」(特別警報)が気象庁から発表されたとき	136	15
26	"	・「1 県及び市又は事業者の対応」とされているが、「1 市及び県又は事業者の対応」とされた方が良いのではないか。	第28節 二次災害・複合災害防止対策 第1 二次災害の防止活動 1 県及び市又は事業者の対応	第28節 二次災害・複合災害防止対策 第1 二次災害の防止活動 1 市及び県又は 事業者の対応	248	7
27	"	・「災害対応の検証」に関する記載内容は、市が主体となった内容にすべきと思われる。	第8節 災害対応の検証 第1 検証の実施 県、市及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、 1主な検証項目例 (4)組織間連携 県庁外各機関 (6)広報・相談 県民や県外への広報・相談等 第2検証体制 県、市及び防災関係機関は、災害対策本部のほか、災害の規模等に応じ、県庁内部に部局横断的な 第3検証の対象 県、市が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び県民の視点に立ち 1 災害対策本部(県庁各部局) 4 県民 第4 検証手法 県、市及び 第5 検証結果の防災対策への反映 県、市及び 第6 災害教訓の伝承 県、市及び防災関係機関は、……県民生活への影響……県民の防災意識を啓発するとともに、	第8節 災害対応の検証 第1 検証の実施 市、県及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、 1主な検証項目例 (4)組織間連携 市外各機関 (6)広報・相談 市民や市外 への広報・相談等 第2検証体制 市、県及び防災関係機関は、災害対策本部のほか、災害の規模等に応じ、 市 内部に部局横断的な 第3検証の対象 市、 県 が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び 市民 の視点に立ち 1 災害対策本部(市 各部局) 4 市民 第4 検証手法 市、県及び 第5 検証結果の防災対策への反映 市、県及び 第6 災害教訓の伝承 市、県及び防災関係機関は、…… 市民 生活への影響…… 市 民の防災意識を啓発するとともに、	274～ 275	10～

番号	機関名	ご意見の趣旨	素案	修正素案等	素案ページ	行数
28	宮城県仙台土木事務所	・『津波警報「大津波』と『大津波警報(特別警報)』の表現を整理されてはどうか。	<p>第2編 津波災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 第3 災害対策本部等 2 灾害対策本部 「各配備体制の基準内容」中 2号配備 1 宮城県に津波警報「大津波」が気象庁から発表されたとき 3号配備 2 宮城県に津波警報大津波(特別警報:高いところで3m以上の津波が予想される場合)が気象庁から発表されたとき</p>	<p>第2編 津波災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 第3 災害対策本部等 2 灾害対策本部 「各配備体制の基準内容」中 2号配備 1 宮城県に津波警報「大津波」(特別警報:高いところで3m以上の津波が予想される場合)が気象庁から発表されたとき 3号配備 2 宮城県に津波警報「大津波」(特別警報:高いところで3m以上の津波が予想される場合)が気象庁から発表されたとき</p>	378	16・24
29	"	・『宮城総合情報システム(MIDORI)』を『宮城県総合防災情報システム(MIDORI)』に修正願いたい。	<p>第2節 情報の収集・伝達 第3 地震・津波情報 4 地震・津波情報の収集・伝達 ② 市は、気象庁が発表した地震・津波情報等について、県(新総合情報システム(MIDORI)等)を経由する連絡網等により収集する。 <宮城県総合__情報システム(MIDORI)></p>	<p>第2節 情報の収集・伝達 第3 地震・津波情報 4 地震・津波情報の収集・伝達 ② 市は、気象庁が発表した地震・津波情報等について、「宮城県新総合防災情報システム(MIDORI)等」を経由する連絡網等により収集する。 <宮城県総合防災情報システム(MIDORI)></p>	390	2・4
30	塩釜警察署	・上位計画である宮城県地域防災計画との整合を図るために文書表現の整理をされたい。	<p>第1編 地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第22節 緊急輸送体制の整備 第2 緊急輸送道路の確保 3 災害発生時の運転者の義務の周知 市は災害発生時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合、塩釜警察署が実施する、できる限り安全な方法により「車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない」といった運転者の義務等についての周知に協力する。</p>	<p>第1編 地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第22節 緊急輸送体制の整備 第2 緊急輸送道路の確保 3 災害発生時の運転者の義務の周知 市は災害発生時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合、塩釜警察署が実施する、できる限り安全な方法により「車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない」といった運転者の義務等についての周知に協力する。</p>	101	30~

番号	機関名	ご意見の趣旨	素案	修正素案等	素案ページ	行数
31	塩釜警察署	・上位計画である宮城県地域防災計画との整合を図るため、「機動隊等災害警備部隊」を「災害警備部隊」に、「応援機動隊員」を「応援部隊員」へ修正願いたい。	<p>第3章 災害応急対策 第7節 救急・救助活動 第3 塩釜警察署の活動</p> <p>2 塩釜警察署は、被害状況に基づき、迅速に、警察本部に対し、機動隊等災害警備部隊の派遣要請等の措置をする。</p> <p>3 塩釜警察署は、警察署員及び応援機動隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。</p>	<p>第3章 災害応急対策 第7節 救急・救助活動 第3 塩釜警察署の活動</p> <p>2 塩釜警察署は、被害状況に基づき、迅速に、警察本部に対し、機動隊等災害警備部隊の派遣要請等の措置をする。</p> <p>3 塩釜警察署は、警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。</p>	165	31～
32	"	・「交通規制計画」の策定については、警察本部の所管となることから、修正願いたい。	<p>第10節 交通・輸送活動 第1交通規制 2 交通規制の実施</p> <p>塩釜警察署は、災害が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の円滑な避難と緊急路を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。</p>	<p>第10節 交通・輸送活動 第1交通規制 2 交通規制の実施</p> <p>塩釜警察署は、災害が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の円滑な避難と緊急路を確保するため、宮城県警察本部があらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。</p>	177	28～
33	"	・「捜査班」を「検索班」に変更されたい。 ・今次の大規模災害を想定し、検索期間を設定するのは困難と考えられることから検索期間を修正願いたい。	<p>第19節 遺体等の検索・処理・埋葬 第1 遺体等の検索 1 実施方法 (2) 検索要領</p> <p>市は、市職員・消防署員・消防団員・自衛隊等により検索班を編成し、警察との連携を図りながら、また、状況に応じて、遺体の処理及び埋火葬を合わせて実施するものである。</p> <p>なお、遺体の検索に際しては、遺体の検視等が円滑に行われるよう警察を通じ、塩釜医師会と緊密な体制を確保する。</p> <p>(4) 期間 <u>検索期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。</u></p>	<p>第19節 遺体等の検索・処理・埋葬 第1 遺体等の検索 1 実施方法 (2) 検索要領</p> <p>市は、市職員・消防署員・消防団員・自衛隊等により検索班を編成し、警察との連携を図りながら、また、状況に応じて、遺体の処理及び埋火葬を合わせて実施するものである。</p> <p>なお、遺体の検索に際しては、遺体の検視等が円滑に行われるよう警察を通じ、塩釜医師会と緊密な体制を確保する。</p> <p>(4) 期間 検索期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。ただし必要に応じ期間を延長する。</p>	223	19
34	"	・上位計画である宮城県地域防災計画との整合を図るため「海上における身元不明遺体の引渡しについて、県と相互に協力する」について追加するよう検討願いたい。	<p>第2 遺体の処理及び収容 1 実施方法 (6) 収容の期間</p>	<p>第2 遺体の処理及び収容 1 実施方法 (6) 市は、海上における身元不明遺体の引渡しについて、県と相互に協力する。</p> <p>(7) 収容の期間</p>		

番号	機関名	ご意見の趣旨	素案	修正素案等	素案ページ	行数
35	塩釜警察署	・今次の大規模災害を想定し、「収容の期間」を設定するのは困難と考えられることから、修正願いたい。	第2 遺体の処理及び収容 1 実施方法 (6)収容の期間 災害発生の日から10日以内。ただし必要に応じ期間を延長する。		224	8~

(その他要望)

番号	機関名	要望、質問等	本市の対応等	素案ページ	行数
1	(社福)あしあたば福祉会	・災害時要支援者支援プラン策定後は、対象者に通知、配布していただきたい。	プラン策定後は、関係者、対象者に対して配布し、周知を図る。	123	2~10
2	(社福)さかえ保育園	・「緊急通報システム」…既に整備済みとありますが、運用開始年度はいつからか	「塩竈市ひとり暮らし等高齢者緊急通報システム」については、平成元年から運用を開始している。	123	下から5
3	(社)宮城県塩釜医師会	・指定避難所の環境整備(例えば冷暖房、トイレ施設)が必要であることから防災計画への反映はどうなっているか。	避難所の環境整備については、第1編 第2章 第24節避難収容対策で、空調、トイレの整備に努めるとして記載おります。また、具体的には、マンホールトイレを今年度から計画的に整備している。	112	30~35

2. 風水害等災害対策編(案)について

策定の背景

国の動向

- ・防災基本計画修正
- ・水防法一部改正
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律一部改正
(P12)

- ・防災基本計画修正
- ・土砂災害防止法の改正
- ・気象業務法の一部改正
(P13) (P14)

- ・防災基本計画修正
- ・気象業務法の一部改正
(P15)

H17.7

H20

H23

H25

県の動向

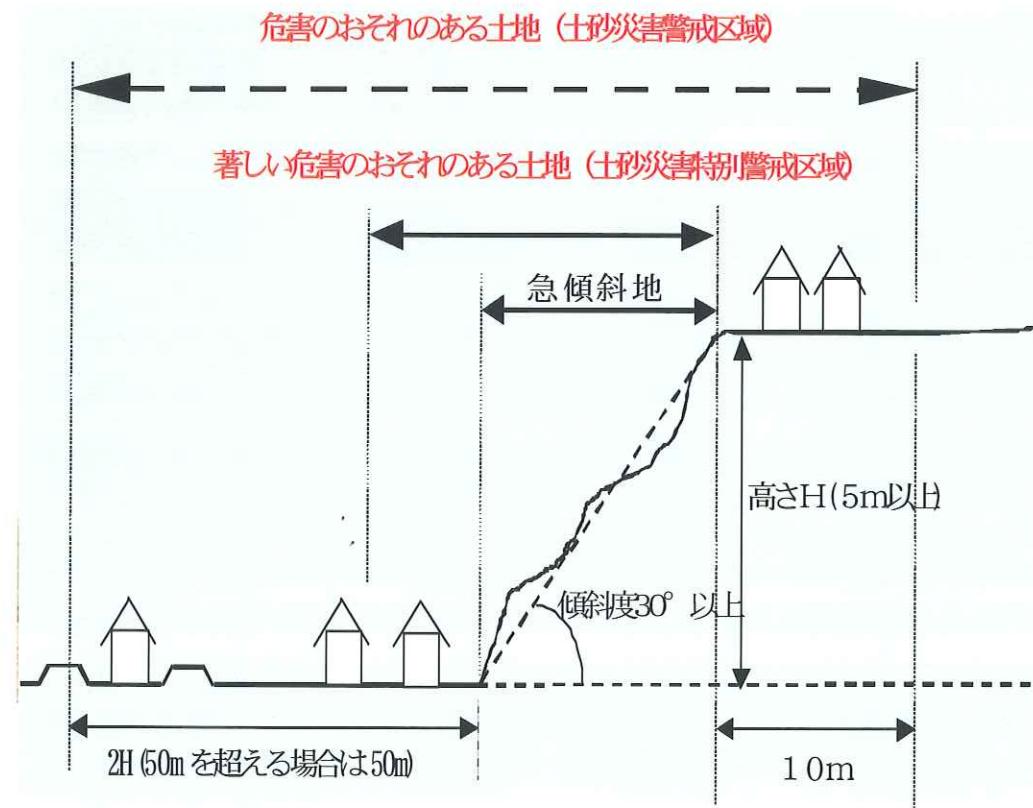
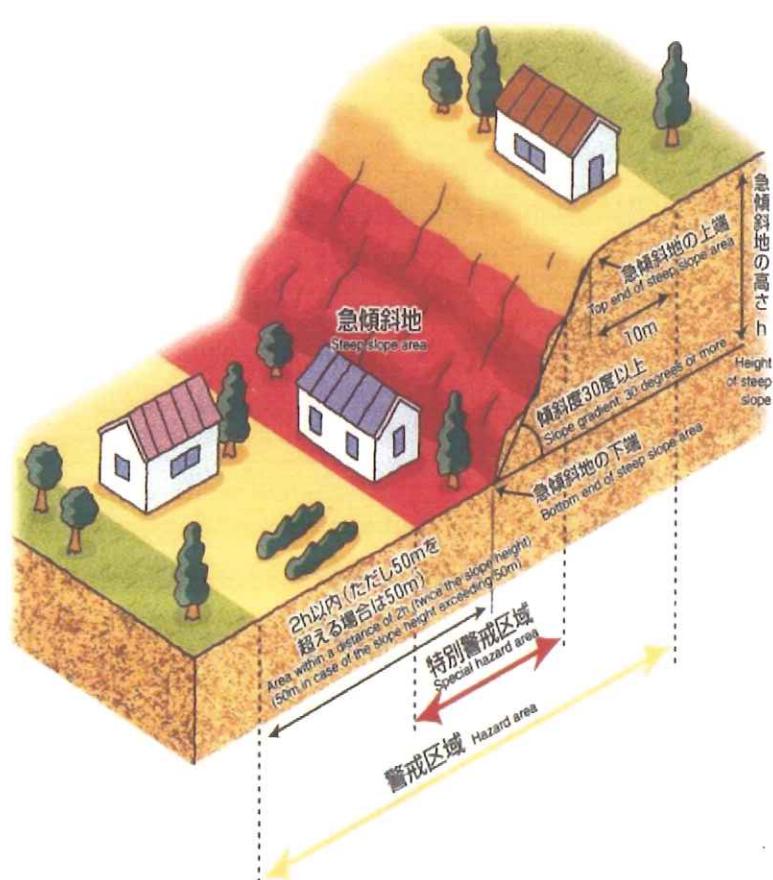
- ・防災体制の変化
(東日本大震災を踏まえた新たな防災体制ほか)
- ・社会情勢の変化
(災害時要援護者対策, 福祉避難所ほか)

宮城県地域
防災計画
(風水害等災害
対策編改訂)

H25
塩竈市
地域防災
計画
(風水害等
災害対策
編策定)

土砂災害警戒区域について

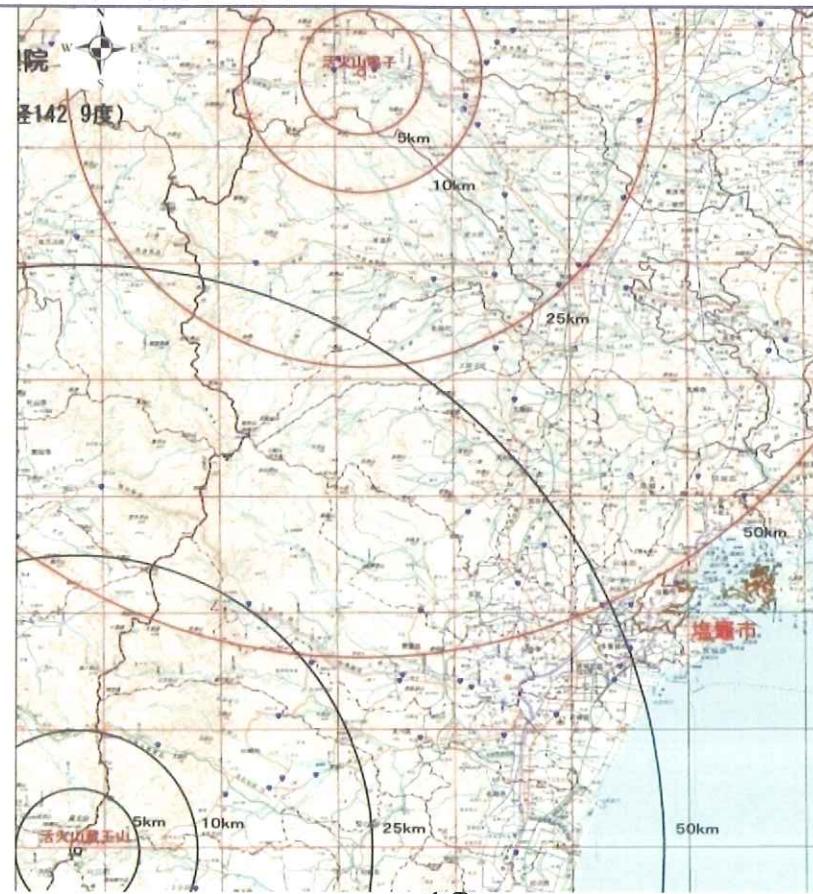
土砂災害から国民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進。



噴火情報について

気象庁は、噴火災害軽減のため、火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山として、鳴子、蔵王山を対象とし、観測・監視・評価の結果に基づき噴火警報・予報を発表。

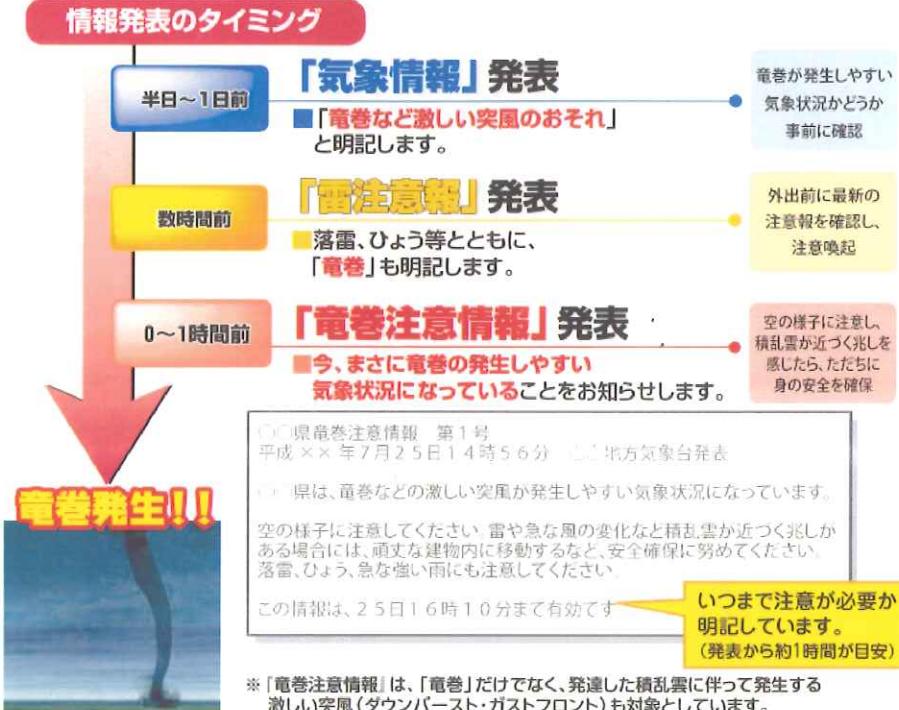
塩竈市は、これらの活火山からは50km以上離れているものの、噴火降灰による被害が広範囲に及ぶことから留意。



竜巻情報について

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト(下降気流)等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が発表。

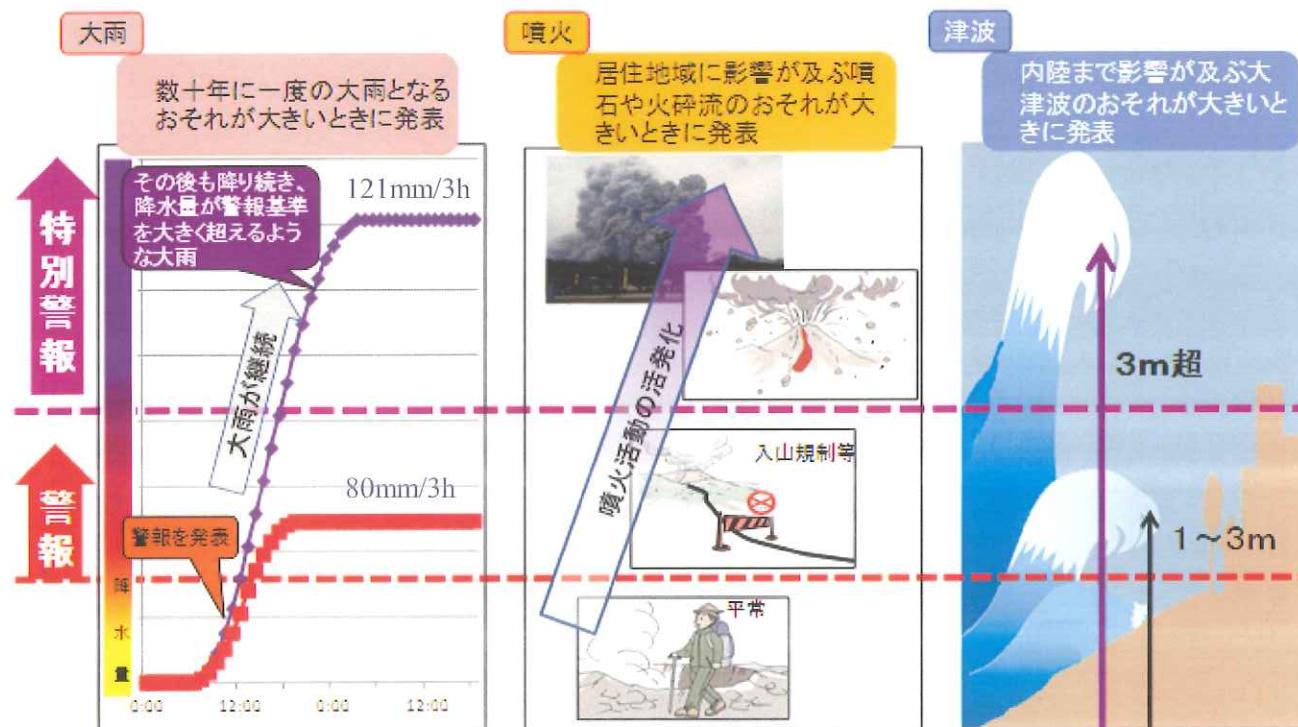
『竜巻注意情報』で竜巻への注意を呼びかけます 竜巻発生の可能性に応じた段階的な情報発表を行います。



特別警報について

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛け。

「特別警報」イメージ



風水害等災害対策編策定にあたっての課題

① 土砂災害対策への課題

- ・避難ルートが土砂災害警戒区域内の道路は使用不可
→地震・津波ルートとは異なる場合がある。

② 特別警報に関する課題

- ・大雨時や台風による高潮等により道路冠水地域が発生
→地震・津波ルートとは異なる場合がある。

③ 龍巻注意情報発表への課題

- ・竜巻注意情報に対して発生率が低い
→情報発表時には堅牢な建物への避難行動の啓蒙等への対応

④ 噴火災害対策への課題

- ・本市は50km圏外のため、噴火時の緊急的な対応が少ない
→噴火警報等、火山情報に対する情報収集及び広報活動
→噴火時にあっては降灰除去作業等の対応

土砂災害について

塩竈市の現状

塩竈市内 49カ所(予定)
対象避難者数 約2,970名
(土砂災害警戒区域内人数)

塩竈市の現状

土砂災害警戒情報発表

課題

土砂災害警戒区域内道路は避難路として使用不可

課題

対応策

公助

共助

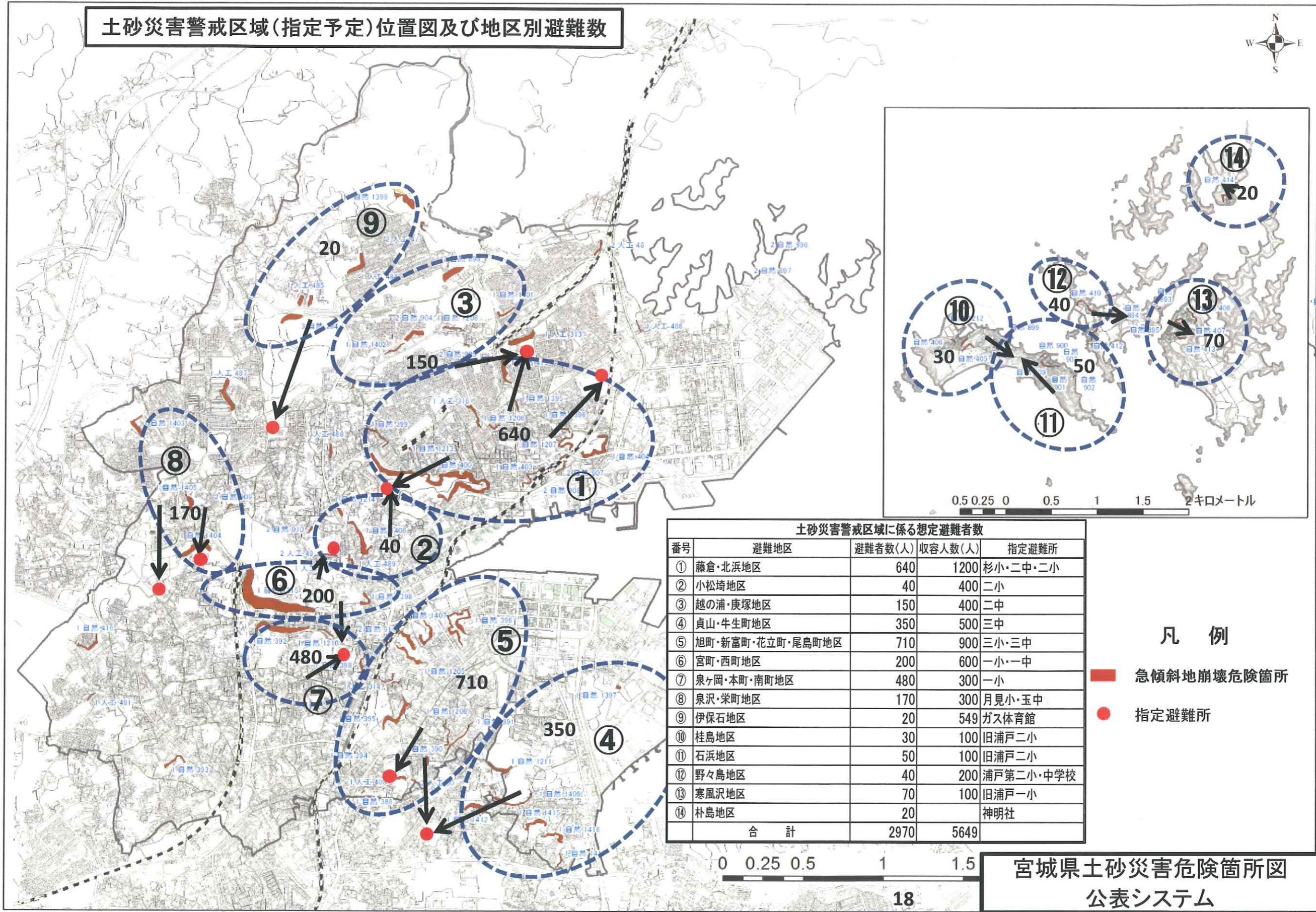
自助

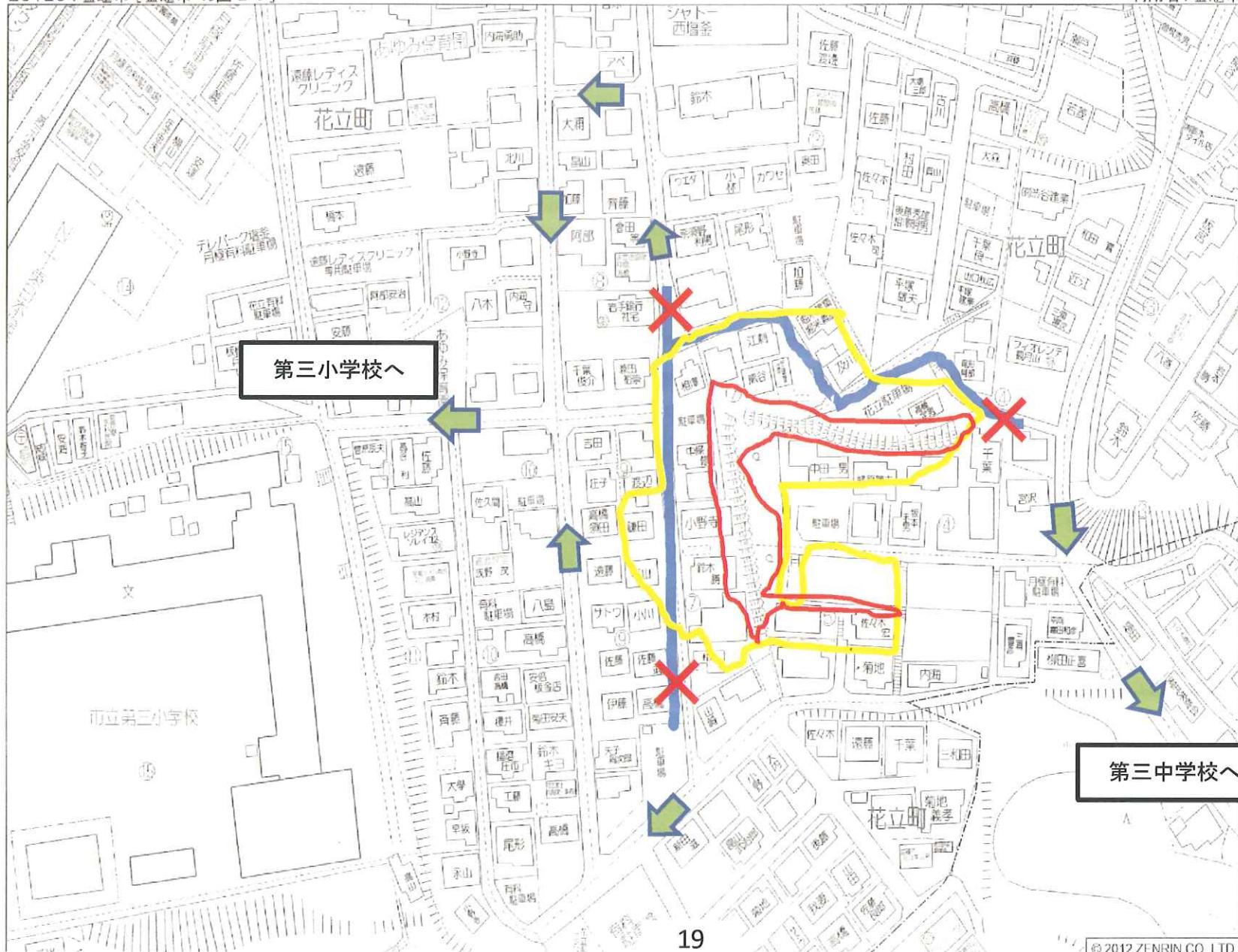
対応策

- ・市内ハザードマップ、避難場所及び避難ルートの作成
- ・町内会、自主防災組織へ土砂災害警戒区域の周知、啓蒙
- ・避難ルートの周知徹底

- ・地区ハザードマップの現地踏査による確認
- ・避難ルート、避難先の再検討
- ・地区ハザードマップの町内会、自主防災組織での周知・徹底

- ・地区ハザードマップによる避難ルート、避難場所の確認
- ・対象崖地の再確認





特別警報について

気象庁の現状

平成25年8月30日運用開始に伴い、特別警報について
自治体や報道機関を通じて伝えなければならない。

気象庁の現状

特別警報発表

課題

気象状況の時間的経過に伴う情報伝達方法
大雨、台風による道路冠水における避難ルート、避難先の見直し

課題

対応策

公助

共助

自助

対応策

- ・気象条件による各地域への情報伝達
- ・これまでの災害事例(地域)を公表
- ・ハザードマップの作成

- ・地域ハザードマップの現地踏査による確認
- ・避難ルート、避難先の再検討

- ・情報収集と避難準備
- ・地域ハザードマップによる避難ルート、避難場所の再確認

竜巻情報について

気象庁の現状

雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が
宮城県全体に対し発表

気象庁の現状

竜巻情報発表

課題

宮城県全域に情報発表される
予測の適中率は低い

課題

対応策

公助

共助

自助

対応策

- ・情報収集
- ・竜巻発生確度ナウキャスト(気象庁)による監視
- ・状況に応じて情報提供

- ・企業、学校等の堅牢な建物を管理するものは、避難者があった場合、一時的に避難協力

- ・情報収集
- ・状況に応じ、堅牢な建物に避難
- ・日頃より住宅倉庫等の管理や飛来物、損傷の恐れのあるものを補強等。

噴火情報について

塩竈市の現状

塩竈市は、活火山からは50km以上離れているものの、噴火降灰による被害は広範囲に及ぶことから留意する。

塩竈市の現状

噴火情報発表

課題

情報の収集
気象状況等による影響

課題

対応策

公助

共助

自助

対応策

- ・情報収集
- ・状況に応じた情報提供
- ・降灰時には除去対策等対応。

- ・降灰時の除去作業

- ・情報収集
- ・降灰時のマスク等の準備
- ・降灰時の除去作業参加

3. 原子力災害対策編(案)について

策定の背景

これまで…。

原子力発電所
の半径10km程
度を中心とした
対策



- 原子力安全委員会(H24.3)
・防災対策を重点的に実施すべき地域について提示(P27)

- 原子力規制委員会設置法 成立(H24.6)

- 中央防災会議が防災基本計画発表(H24.9)

- 原子力規制委員会設置(H24.9)

- 原子力災害対策指針 制定(H24.10)

H25
塩竈市
地域防災
計画
(原子力
災害対策
編策定)

H24.3

H24.9

H25.2

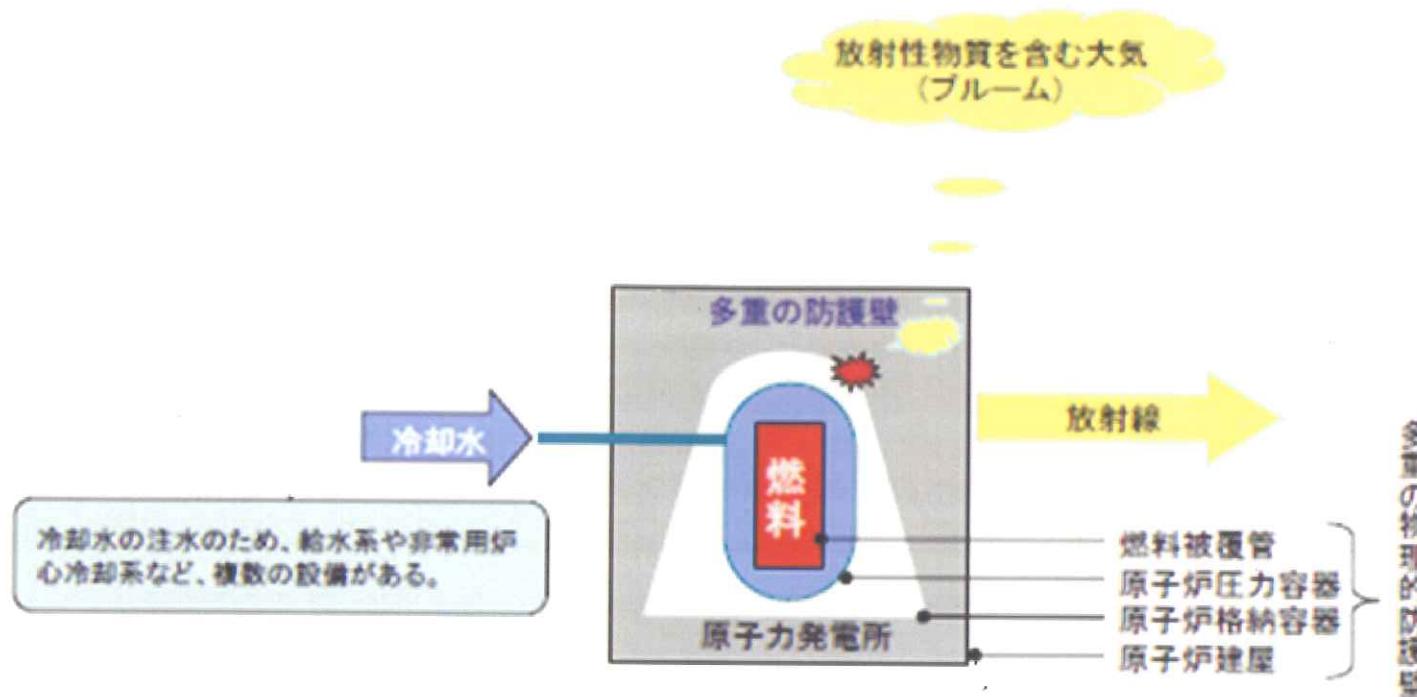
H25.12

県の動向

宮城県防災会議
宮城県地域防災計画(原子力災害対策編)修正

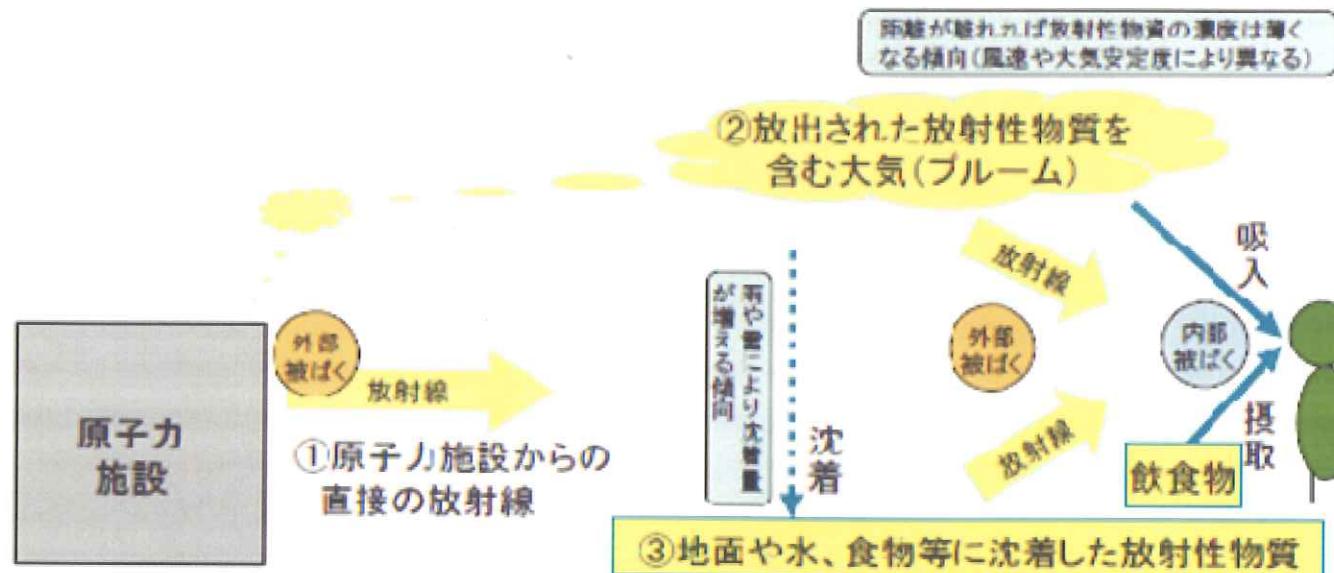
原子力防災部会
宮城県地域防災計画
(原子力災害対策編)修正

原子力発電所の事故(東日本大震災時の福島第二原発)の概要



原子炉を止めた後、冷却できない状態が続く
そのため、高温により燃料被膜管が溶け出す
最終的に原子炉格納容器が破損
放射能が放出

塩竈市への想定される影響



塩竈市は、原子力発電所からの距離が30km以上であるため、主にブルームによる影響と、沈着した放射能物質による影響に注意

- ・ブルーム吸入による内部被ばく
ブルームが通過する際に呼吸により吸入することを避けるため、市内でも屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用が必要になる可能性がある。
- ・沈着した放射性物質からの外部被ばく
地面などに沈着した放射性物質のために空間放射線量率が上昇し、年間の被ばく線量が計画的避難や除染が必要な値になる可能性がある

原子力対策について

塩竈市の現状

塩竈市は、原子力災害対策指針における半径30km圏外ではあるが、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA)である。

塩竈市の現状

原子力事故発生

課題

事故情報の収集
気象状況等の確認
プルーム通過時の対処

課題

対応策

公助

共助

自助

対応策

- ・情報収集・連絡体制の整備
- ・警戒本部・災害対策本部の体制
- ・プルーム通過時の対応
- ・モニタリングの監視体制

- ・情報の収集
- ・プルーム通過する数時間の屋外活動の自粛

- ・プルーム通過する数時間の屋外活動の自粛
- ・風評被害等に惑わされない正確な情報収集
- ・避難や防護対策実施時の混乱等の抑制

※国・県ではPPA区域の対応方針が現在策定されていないが、本市ではPPA区域としての計画を策定し、今後国・県から方針が提示された後、内容を踏まえ防災会議に諮る。

防災対策を重点的に実施すべき地域の内容

予防的防護処置を準備する区域…PAZ(Precautionary Action Zone)

半径5km以内とし、重大事故が起きた場合、放射能物質の有無にかかわらず、直ちに避難する区域

緊急時防護処置を準備する区域…UPZ(Urgent Protective action Planning Zone)

半径30km以内とし、放射線量があらかじめ決められた数値を超えた場合に、避難や屋内退避ができるよう、事前に計画を立てる必要がある区域

塩竈市の位置(実施すべき地域の内容)

放射性ヨウ素防護地域…PPA (Plume Protection Planning Zone)

半径30kmから50km以内とし、発災時の至急の避難等を要する可能性は低く、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域

※プルーム

放射性物質を含む大気、気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団



第3編 風水害等災害対策編 構成(案)

■第1章 総 則

- 第 1節 計画の目的と構成
- 第 2節 各機関の役割と業務大綱
- 第 3節 塩竈市の概況
- 第 4節 想定される災害

■第2章 災害予防対策

- 第 1節 風水害等に強いまちづくり
- 第 2節 都市の防災対策
- 第 3節 建築物等の予防対策
- 第 4節 ライフライン施設等の予防対策
- 第 5節 防災知識の普及
- 第 6節 防災訓練の実施
- 第 7節 自主防災組織の育成
- 第 8節 防災ボランティアの受け入れ
- 第 9節 企業等の防災対策の推進
- 第10節 情報通信網の整備
- 第11節 組織体制及び職員の配備体制の整備
- 第12節 防災拠点等の整備
- 第13節 相互応援体制の整備
- 第14節 医療救護体制の整備
- 第15節 緊急輸送体制の整備
- 第16節 避難対策
- 第17節 避難収容対策
- 第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保
- 第19節 避難行動要支援者・外国人対応
- 第20節 複合災害対策
- 第21節 廃棄物対策
- 第22節 火災予防対策
- 第23節 林野火災予防対策
- 第24節 危険物等災害予防対策
- 第25節 海上災害予防対策
- 第26節 航空災害予防対策
- 第27節 鉄道災害予防対策
- 第28節 道路災害予防対策

■第3章 災害応急対策

- 第 1節 防災活動体制
- 第 2節 防災気象情報の伝達
- 第 3節 情報の収集・伝達
- 第 4節 通信・放送施設の確保
- 第 5節 災害広報活動
- 第 6節 警戒活動
- 第 7節 相互応援体制
- 第 8節 災害救助法の適用
- 第 9節 自衛隊の災害派遣
- 第10節 救急・救助活動
- 第11節 医療救護活動
- 第12節 交通・輸送活動
- 第13節 ヘリコプターの活動
- 第14節 避難活動
- 第15節 応急仮設住宅等の確保
- 第16節 相談活動
- 第17節 避難行動要支援者・外国人対応
- 第18節 愛玩動物の収容対策
- 第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動
- 第20節 防疫・保健衛生活動
- 第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬
- 第22節 廃棄物処理活動
- 第23節 社会秩序維持活動
- 第24節 教育活動
- 第25節 防災資機材及び労働力の確保
- 第26節 公共土木施設等の応急対策
- 第27節 ライフライン施設等の応急復旧
- 第28節 農林水産業の応急対策
- 第29節 二次災害・複合災害防止対策
- 第30節 応急公用負担等の実施
- 第31節 防災ボランティア活動
- 第32節 海外からの支援の受入れ
- 第33節 火災応急対策
- 第34節 林野火災応急対策
- 第35節 危険物施設等の安全確保
- 第36節 海上災害応急対策
- 第37節 航空災害応急対策
- 第38節 鉄道災害応急対策
- 第39節 道路災害応急対策

■第4章 復旧・復興対策

- 第 1節 災害復旧・復興計画
- 第 2節 生活再建支援
- 第 3節 住宅復旧支援
- 第 4節 産業復興の支援
- 第 5節 都市基盤の復興対策
- 第 6節 義捐金の受入れ、配分
- 第 7節 激甚災害の指定
- 第 8節 災害対応の検証

第4編 原子力災害対策編 構成(案)

■第1章 総則

- 第1節 計画の目的と構成
- 第2節 計画の性格
- 第3節 計画構成及び周知徹底
- 第4節 計画の基礎とするべき災害の想定
- 第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲
- 第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

■第2章 原子力災害事前対策

- 第1節 基本方針
- 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- 第3節 情報の収集・連絡体制等の整備
- 第4節 緊急事態応急体制の整備
- 第5節 市民等への的確な情報伝達体制の整備
- 第6節 モニタリング体制等
- 第7節 複合災害に備えた体制の整備
- 第8節 人材及び防災資機材の確保等に係る連携
- 第9節 避難収容活動体制の整備
- 第10節 緊急輸送活動体制の整備
- 第11節 救助・救急及び消火資機材等の整備
- 第12節 緊急時医療体制等の整備
- 第13節 物資の調達、供給活動
- 第14節 行政機関の業務継続計画の策定
- 第15節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発
- 第16節 防災業務関係者的人材育成
- 第17節 防災訓練等の実施
- 第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応
- 第19節 災害復旧への備え

■第3章 緊急事態応急対策

- 第1節 基本方針
- 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- 第3節 活動体制の確立
- 第4節 市民等への的確な情報伝達活動
- 第5節 屋内退避、避難収容等の防護活動
- 第6節 緊急輸送活動
- 第7節 救助・救急、消火及び医療活動
- 第8節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策
- 第9節 自発的支援の受入れ等
- 第10節 行政機関の業務継続に係る措置

■第4章 原子力災害中長期対策

- 第1節 基本方針
- 第2節 緊急事態解除宣言後の対応
- 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
- 第4節 放射性物質による環境汚染への対処
- 第5節 各種制限措置の解除
- 第6節 災害地域住民に係る記録等の作成
- 第7節 被災者等の生活再建等の支援
- 第8節 風評被害等の影響の軽減
- 第9節 被災中小企業等に対する支援
- 第10節 心身の健康相談体制の整備